

雨水貯留施設設置助成金交付申請書

年 月 日

高砂市長 様

申請者

住 所	フリガナ 氏 名
	電話番号

雨水貯留施設設置助成金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

設置場所	高砂市
設置場所の建築物の所有者 (右の□のいずれかに✓を記入)	<input type="checkbox"/> 申請者と同じです <input type="checkbox"/> 申請者と異なります ⇒以下により、建築物所有者の承諾を得てください。 私（建築物所有者）は、上記の場所に雨水貯留施設を設置すること及びそれに伴って建築物等に工作を加えることを承諾します。 （建築物所有者の自筆 住 所 氏 名 電話番号）
雨水貯留施設（雨水貯留タンク） の設置内容	容 量 リットル メーカー 型 式
購入費及び設置費（税込み）	円 ※助成額は上記の半額（上限30,000円。1,000円未満は切捨て）となります。

高砂市市税確認承諾書

次の内容をお読みいただき、□に✓を記入してください。	
<input type="checkbox"/>	私は高砂市雨水貯留施設設置助成金の交付審査事務に際し、全ての高砂市税（市民税・県民税、法人市民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税をいう。）の納付状況を調査・確認されることを承諾します（承諾の有効期限は、申請日から6箇月までとします。）。

確認事項

次の内容をお読みいただき、□に✓を記入してください。	
<input type="checkbox"/>	1 雨水貯留施設の設置完了後は、適正に維持管理し、7年以上存続させるとともに、事故防止及び安全対策に努めます。また、台風等の大雨が予測されるときは、事前に貯留槽内にたまった雨水を排水し、貯留機能を高めます。 2 設置工事中及び設置完了後において、雨水貯留施設の変形、破損等が生じた場合は、修理に要する費用は申請者で負担します。 3 雨水貯留施設の異常により第三者に対し損害等が生じた場合は、高砂市に損害賠償を請求しません。 4 住所移転等により雨水貯留施設を譲渡する場合は、その譲渡人に対し、この誓約条項を承継します。 5 暴力団（高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年高砂市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者ではありません。これに反したときは、高砂市から申請を無効とされても異議ありません。

※添付書類 （1）配置図及び構造図（2）見積書等（3）その他市長が必要と認める書類